

# TAINS

Tax Accountant Information Network System

SERIES TAINS 解体新書

## 法人税における青色取消しと事務運営指針



草間 典子〔足立〕

### I. はじめに

青色申告の承認を受けた内国法人に一定の事実がある場合には、納税地の所轄税務署長は、その承認を取り消すことができるとし、具体的な取消事由は、法人税法127条1項1号から4号に規定されております。一方、国税庁長官は「法人の青色申告の承認の取消しについて（事務運営指針）」を発遣し、取扱基準の整備を図っています。

今回は、青色申告承認取消処分について争われた判決・裁決から、法人税法127条の取消事由と事務運営指針について判示されたものを、ご紹介いたします。

### II. 青色取消しにおける税務署長の裁量権と事務運営指針

- 平16.10.15 東京地裁 (棄却) (控訴) Z254-9780
- 平17.4.27 東京高裁 (棄却) (上告・上告受理申立て) Z255-10014
- 平17.10.20 最高裁 (不受理・棄却) (確定) Z255-10170

#### 1. 事案の概要

本件は、被告が原告A社に対し、架空試験研究費及び架空外注費の計上を理由として、法人税の青色申告承認取消処分、法人税の更正処分等を行ったところ、原告が、本件青色申告承認取消処分が、法人税法153条（現行 通法74の2①二）等に基づく質問、帳簿書類その他の物件の検査等の税務調査を行わないまま犯則調査による資料のみに基づいて行われたため、青色申告承認取消処分を行うにあたって裁量権の逸脱・濫用の違法があるとして、各処分の取消しを求めた事案です。

#### 2. 東京地裁の判断

① 税務署長の裁量権  
法人税法127条1項の規定からすると、同項3号所定の青色申告承認の取消事由に該当する事実が認められた場合、納税地の所轄税務署長には、青色

申告承認を取り消すか否かに関して裁量権があることは明らかであるところ、上記裁量権の行使については、特段の規定は置かれておらず、当該税務署長は、当該取消事由に該当する隠蔽ないし偽装等の内容及び程度、その態様、これらに至る経緯、改善の可能性等諸般の事情を総合的に判断して取消しの有無を判断すべきものと解される。

#### ② 事務運営指針について

事務運営指針は国民に対して直接的な効果を有するものではなく、国税庁長官が各地の国税局長や沖縄国税事務所長に対してあてた内部規範にすぎない。事務運営指針は、「青色申告制度の趣旨から真に青色申告書を提出するにふさわしくないと認められる場合に青色申告の承認の取消しを行うこととしながら、その判断を簡易・迅速化するために、第1次的には形式的基準を適用することとし、このような形式的基準によっては適切な結果が得られない場合には、事案に応じた個別の取扱いをすることを予定しているものと解すべきである。また、個別の取扱いをする場合を限定的に解すべきものとは認められない。

### III. 売上計上漏れと事務運営指針の要件の充足

- 平24.4.23 非公開裁決 (一部取消し) F0-2-479

#### 1. 事案の概要

本件は、原処分庁が、B社の法人税並びに消費税等について、B社には売上げに申告漏れが認められるなどとして、青色申告の承認の取消処分を行うとともに更正処分等を行った事案です。

#### 2. 国税不服審判所の判断

請求人には、売上げが平成18年6月期について、少なくとも826万5千円あったにも関わらず、これを総勘定元帳に記載しなかったのは、当該売上げを隠蔽する意図で故意に記載しなかったものと認められる。請求人は、平成

18年6月期の取引の一部を隠蔽して記載したといえるから、法人税法第127条第1項第3号に規定する青色申告の承認の取消事由に該当する。

青色取消事務運営指針の定めを本件について当てはめると、当審判所が認定する平成18年6月期における請求人の更正所得金額は、請求人の法人税の確定申告書に記載された繰越欠損金の金額の損金算入をする前の所得金額に、上記で認定した売上げの金額826万5千円を加算し、消費税等の精算差額（雑損失）50円を減算した金額となる。そのうち隠蔽又は偽装の事実に基づく所得金額は上記826万5千円であるところ、この金額は、更正所得金額の50%に相当する金額に満たないから、真に青色申告書を提出するにふさわしくない場合として青色取消事務運営指針の3の(1)が定める青色申告の承認を取り消す場合に該当しない。

そうすると、原処分庁は、青色取消事務運営指針が定める青色申告の承認を取り消す場合に当たらないのに、青色申告の承認を取り消したことになるから、本件青色申告承認取消処分は取り消すべきである。

### IV. 不正所得金額と事務運営指針に定める「相当の事情」

- 平29・8・21 非公開裁決 (一部取消し・棄却) F0-2-730

#### 1. 事案の概要

本件は、審査請求人が、①架空の役員給与等を計上した、②従業員に対する退職金を水増しして計上した、③土地の売買に関して取引先を偽装し売上金額の圧縮及び原価の過大計上等を行ったとして、原処分庁が、青色申告の承認の取消処分等を行った事案です。

#### 2. 国税不服審判所の判断

本件では、役員給与等並びにこれらに係る法定福利費についての請求人による偽装行為が認められ、青色の確定申告書により法人税の確定申告をした平成26年9月期においても当該偽装行

為が認められるから、法人税法第127条第1項第3号に規定する取消要件を満たすこととなる。

ただし、各土地取引及び退職金の支払額のうち3300万円については偽装行為が認められず、以上の事実に基づき当審判所が計算した平成26年9月期の法人税に係る請求人の不正所得金額は、合計4,054,188円であり、事務運営指針3の(1)のイの括弧書きに定める不正所得金額が500万円に満たないときに該当する。

しかしながら、請求人は、本件調査より前に行われた前回調査の調査結果に基づき、平成21年9月期以後の青色申告の承認が取り消され、再度の青色申告の承認の申請により、平成25年9月期から青色申告の承認がされて青色の確定申告書により法人税の確定申告をしているところ、青色申告の承認が取り消された平成21年9月期以降も、平成27年9月期までの長期間にわたり、本件役員給与等並びにこれらに係る法定福利費を計上する偽装行為を継続していたのであるから、請求人は、平成26年9月期において、事務運営指針5の②に定める場合に該当し、真に青色申告書を提出するにふさわしくない場合に当たっていたといえるべきである。

したがって、本件青色取消処分は、違法又は不当とは認められない。

### V. おわりに

IVでご紹介した事案では、平成26年9月期以後の青色取消処分により、平成27年9月期に購入した資産について、租税特別措置法67条の5の適用が認められませんでした。

TAINSで検索していただく際のキーワードは、「青色取消し 事務運営指針」です。税区分にチェックを入れない場合は、所得税の判決等も読むことができます。

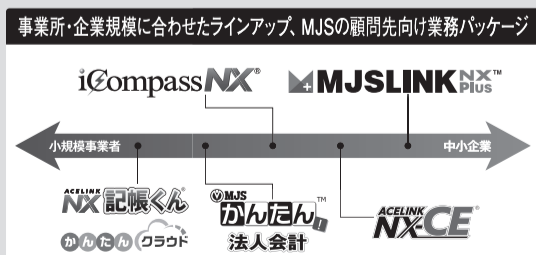
TAINSの入会に関するお問い合わせは、データベース事務局へ  
TEL 03(5496)1195

# 会計事務所向けシステム MJS!

たとえば、ミロク情報サービス。



会計事務所向けERPシステム  
ACELINK NX-Pro



●ACELINK NX-Pro, ACELINK NX記帳くん, かんたんクラウド, iCompass NX, MJSLINK NX-Plus, MJSかんたん法人会計, ACELINK NX-CEは株式会社ミロク情報サービスの商標又は登録商標です。

MJSは会計プロフェッショナルのための最強ツールACELINK NX-Proと顧問先業務システムとの連携で会計事務所を全面支援。顧問先の満足度を向上させ、長期的により良い関係を構築します。